

中小企業等再構築促進事業補助金報酬額表

栃木県佐野市大和町2584

柏倉行政書士事務所

(1) 補助金交付申請書一式作成報酬: 100,000円 + 消費税(第1回目)

補助金交付申請書を作成しましたら請求致します。

(2) 実績報告書作成報酬: 70,000円 + 消費税(第3回目)

補助金交付決定後、補助事業が完了し、実績報告書を作成しましたら請求致します。

(3) 補助金の額による報酬額

補助金交付決定後、金額が変更になった場合でも最初の補助金交付決定額を基に請求致します。

① 一次報酬額(第2回目)

交付申請が採択され、交付決定通知書が送付された段階で、

下記報酬額表により計算した報酬額の30%を請求致します。

② 二次報酬額(第4回目)

補助金請求書が届きましたら、下記報酬額表により計算した報酬額の70%を請求致します。

報酬額表

補助金の金額	報酬率	報酬金額
1円～5,000,000円	5%	交付決定金額×5.0%+50,000円+消費税
5,000,001円～10,000,000円		交付決定金額×5.0%+75,000円+消費税
10,000,001円～20,000,000円		交付決定金額×5.0%+125,000円+消費税
20,000,001円～50,000,000円		交付決定金額×5.0%+175,000円+消費税
50,000,001円～		交付決定金額×5.0%+300,000円+消費税

* 補助金決定額が1,000万円の場合の報酬総額の計算例

(1) 100,000+10,000(消費税)=110,000円

+

(2) 70,000+7,000(消費税)=77,000円

+

(3) ① (10,000,000×5%+75,000)×30%+17,250(消費税)=189,750円

+

(3) ② (10,000,000×5%+75,000)×70%+40,250(消費税)=442,750円

||

819,500円

注1: 補助金交付決定後、変更申請が必要になった場合は、補助金交付申請書一式作成報酬の半額50,000円 + 消費税を請求致します。

注2: 報酬は、1事業者毎です。関連する会社、個人であっても補助金申請毎に請求致します。

注3: 報酬は、請求後10日以内にお支払いお願い申し上げます。

注4: 振込手数料は御負担お願い致します。

注5: 報酬金交付決定後、補助金額が変更になったとしても当初の交付決定通知書の金額を基に請求致します。